

事務連絡
令和2年3月4日

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

国土交通省
自動車局貨物課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例等について
(周知依頼)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の対象事業主の拡大について

従前は「日中間の人の往来の急減により影響を受ける一定の事業主」を対象に、休業計画届の事後提出を可能とするなどの特例が設けられていましたが、2月28日付けの厚生労働省プレスリリースのとおり、対象事業主が「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」全般に拡大されました。このことについて、傘下会員に対し、周知を徹底するようお願いいたします。

(参考)

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09852.html

2. 新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）について

今般の新型コロナウイルス感染症にかかる小学校等の臨時休業等により影響を受ける労働者を支援するため、労働者を有給で休ませる企業に対し助成する仕組みが設けられる予定です。このことについて、3月2日に厚生労働省からプレスリリースされておりますので、傘下会員に対し、周知を徹底するようお願いいたします。

(参考)

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09869.html

報道関係者 各位

令和2年2月28日
(照会先)
職業安定局雇用開発企画課
課長 松永久
課長補佐 宮本 淳子
(電話代表) 03(5253)1111 (5330)
(直通電話) 03(3502)1718

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 雇用調整助成金の特例措置の対象事業主の範囲の拡大について

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年2月14日より雇用調整助成金について特例措置を講じているところですが、今般、特例措置の対象となる事業主の範囲を拡大することとしました。

1 特例措置の対象事業主の範囲の拡大

特例措置の対象となる事業主を、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主とします。

[現行の対象事業主の範囲]

日本・中国間の人々の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国（人）関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合（10%）以上である事業主

[拡大後の対象事業主の範囲]

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※ これにより、日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

2 特例措置の内容

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

① 休業等計画届の事後提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、令和2年1月24日以降に初回の休業等がある計画届については、令和2年5月31日までに提出すれば、休業等の前に提出されたものとします。

② 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標（生産指標）が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

③ 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

④ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主については、生産指標を令和元年12月の指標と比較します。

令和2年3月2日

【照会先】

雇用環境・均等局 職業生活両立課
課長 長：尾田 進
課長補佐：東江 赳欣
(代表) 03-5253-1111 (内線7860)
(直通) 03-3595-3274

報道関係者各位

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）について

今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により影響を受ける労働者を支援するため、労働者を有給で休ませる企業に対し助成する仕組みを設ける予定です。

その概要は、別紙のとおりです。さらなる詳細については、速やかに検討を進め、公表いたします。

【公表資料】

- 小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇に対する助成（新たな助成金）
・・・別紙

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。

●事業主

①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給(※))の休暇を取得させた事業主。

※ 年次有給休暇の場合と同様

① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等(※)に通う子

※小学校等：小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

●支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※ 支給額は8,330円を日額上限とする。

※ 大企業、中小企業ともに同様。

●適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給